

海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																												
<p>第1 略</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について神奈川県知事管理量に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td>47.3 トン</td> <td>うち <u>0.3</u> トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）</td> <td>6.9 トン</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>(1) 小型魚における管理</p> <p>【採捕の種類別の数量】</p> <p>採捕の種類別の割当量は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>採捕の種類</td> <td>小型魚</td> </tr> <tr> <td>本県の漁船漁業等の割当量</td> <td>23.8 トン</td> </tr> <tr> <td>本県の定置漁業の割当量</td> <td><u>23.2</u> トン</td> </tr> </table> <p>(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。</p> <p>【期間別の数量】</p> <table border="1"> <tr> <td>採捕の種類及び期間</td> <td>小型魚</td> </tr> </table>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>0.3</u> トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン		採捕の種類	小型魚	本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン	本県の定置漁業の割当量	<u>23.2</u> トン	採捕の種類及び期間	小型魚	<p>第1 略</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について神奈川県知事管理量に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td>47.3 トン</td> <td>うち <u>3.3</u> トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）</td> <td>6.9 トン</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>(1) 小型魚における管理</p> <p>【採捕の種類別の数量】</p> <p>採捕の種類別の割当量は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>採捕の種類</td> <td>小型魚</td> </tr> <tr> <td>本県の漁船漁業等の割当量</td> <td>23.8 トン</td> </tr> <tr> <td>本県の定置漁業の割当量</td> <td><u>20.2</u> トン</td> </tr> </table> <p>(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。</p> <p>【期間別の数量】</p> <table border="1"> <tr> <td>採捕の種類及び期間</td> <td>小型魚</td> </tr> </table>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>3.3</u> トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン		採捕の種類	小型魚	本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン	本県の定置漁業の割当量	<u>20.2</u> トン	採捕の種類及び期間	小型魚
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>0.3</u> トンを留保する																											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン																												
採捕の種類	小型魚																												
本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン																												
本県の定置漁業の割当量	<u>23.2</u> トン																												
採捕の種類及び期間	小型魚																												
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>3.3</u> トンを留保する																											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン																												
採捕の種類	小型魚																												
本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン																												
本県の定置漁業の割当量	<u>20.2</u> トン																												
採捕の種類及び期間	小型魚																												

本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン
うち令和2年4月～6月	0.2 トン
令和2年7～9月	0.1 トン
令和2年10～12月	<u>0.1</u> トン
令和3年1～3月	<u>23.4</u> トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	<u>23.2</u> トン
うち令和2年4月～6月	0.8 トン
令和2年7～9月	2.8 トン
令和2年10～12月	16.2 トン
令和3年1～3月	<u>3.4</u> トン

以下略

本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン
うち令和2年4月～6月	0.2 トン
令和2年7～9月	0.1 トン
令和2年10～12月	<u>22.0</u> トン
令和3年1～3月	<u>1.5</u> トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	<u>20.2</u> トン
うち令和2年4月～6月	0.8 トン
令和2年7～9月	2.8 トン
令和2年10～12月	16.2 トン
令和3年1～3月	<u>0.4</u> トン

以下略

下線部が変更箇所